

1. 件名「新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（163）」
2. 日時：平成29年6月1日 13時30分～16時10分
3. 場所：原子力規制庁 13階会議室E
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

山口安全管理調査官、金子管理官補佐、近田安全審査官、皆川安全審査官、義崎原子力保安検査官、高嶋原子力規制専門員

（火災対策室）

三浦室長、坂中室長補佐、日野原子力規制専門員

事業者：

日本原子力発電株式会社：福山執行役員 発電管理室室長（許認可担当）

他18名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 課長

北陸電力株式会社：原子力本部原子力部 原子力発電運営チーム担当

中国電力株式会社：電源事業本部 担当（原子力運営）

電源開発株式会社：原子力調査室 技術基盤タスク担当

## 5. 要旨

- (1) 日本原子力発電から、5月30日に提出のあった『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』を用いて、『東海第二発電所「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について』における、東海第二発電所の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準への対応のうち「1.0 重大事故等対策における共通事項」について、説明があった。原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 淡水貯水池等を水源とする場合の可搬型ポンプの設置スペース等の確保について説明すること。
- がれき撤去の有無によりホース運搬車又は人力でホース敷設する部分を区別し、安全確保の時間を考慮した上で評価を行うこと。
- 接続口を地下に設置する場合には、ハッチ開閉等の一連の接続操作について、保守性を含めて手順の成立性における時間評価に反映すること。
- 屋内のアクセスルート図について、溢水想定箇所を明記するとともに溢水源で

ある高温配管からの漏えい量について説明すること。

- 現場作業時の保護具の装着要否及び選択の判断フローを説明すること。
- 資機材等に係る「設置禁止エリア」及び「設置する際に固定が必要なエリア」の設定の考え方を説明すること。
- プラントの運転中及び停止中における設置エリアの運用の考え方について説明すること。
- 溢水の影響範囲内である堰の内側での作業の有無について説明すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：なし